

福岡県公報

平成19年 4 月 27 日
第 2 6 7 1 号

目 次

告 示 (第906号 - 第924号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認	(農業振興課) 2
建築協定の認可	(建築指導課) 2
国土調査法に基づく地籍調査事業計画	(農地計画課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) 4
土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
解除に係る保安林の所在場所等	(治 山 課) 4
建設業の許可の取消し	(建築指導課) 5
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 5
土地改良区の設立の認可申請の適否決定	(農地計画課) 5
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 5
公共測量の終了	(土木管理課) 6
公共測量の実施	(土木管理課) 6
公 告		
平成19年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施	(緑化推進課) 6

一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 8
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 10
落札者等の公示	(警察本部会計課) 12
平成19年度福岡県製菓衛生師試験の実施	(生活衛生課) 13

正 誤

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (平成19年福岡県人事委員会規則第13号) 中正誤 15
---	----------

告 示

福岡県告示第906号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 4 月 27 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字神田島2716番 2、2756番 1、2756番 3 から2756番23まで、及び2787番 2の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡601 - 18
三栄ホーム株式会社 代表取締役 福田 澄雄

福岡県告示第907号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 4 月 27 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大板井字外輪崎431番 1、431番 4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市通町362番地
有限会社サンメディック 代表取締役 森 雅徳

福岡県告示第908号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町栗田字河原田2739番2の一部、2740番2、2742番2、2727番、2728番及び2986番の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市通古賀3丁目1番39号
有限会社ドラゴンズ 代表取締役 安本 美年子

福岡県告示第909号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市手光2713番4、2717番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市原町856番地
株式会社香葉商会 代表取締役 古野 茂博

福岡県告示第910号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認したので、同条第5項

の規定により次のように公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

農地保有合理化事業を行う者の名称	承認年月日	承認に係る農地保有合理化事業の種類
福岡みやこ農業協同組合	平成18年9月15日	法第4条第2項第1号に規定する事業のうち、農用地等を借り受けて当該農用地等を貸し付ける事業
みい農業協同組合	平成19年1月25日	法第4条第2項第1号に規定する事業のうち、農用地等を借り受けて当該農用地等を貸し付ける事業

福岡県告示第911号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 土地所有者等の住所及び氏名
春日市春日原東町3丁目46
泉 マス子ほか69名
- 2 協定の理由
住宅地としての環境を高度に維持増進するため
- 3 協定の概要
建築物の用途及び形態の基準を定める。
- 4 協定区域の地名
春日市春日原東町3丁目25番地ほか
- 5 区域の面積
19,290.17平方メートル
- 6 建築協定区域隣接地
春日市春日原東町3丁目26番地ほか

7 建築協定区域隣接地の面積

16,188.10平方メートル

福岡県告示第912号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか18市町村の平成19年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	若松区 大字修多羅、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目、和田町、大池町、白山一・二丁目、大井戸町、西園町、西畑町、東畑町、大谷町、山ノ堂町、大字小石、小糸町、中畑町、迫田町、上原町、栄盛川町、深町二丁目の各一部 山手町、白山三丁目、新大谷町、畑谷町 小倉南区 中曽根東一丁目、下曽根一～四丁目、葛原東三・四丁目、沼南町一丁目の各一部	平成19年4月27日から 平成20年3月31日まで
福岡市	早良区四箇三丁目	〃
大牟田市	昭和開、大字手鎌の各一部	〃
直方市	大字植木の一部	〃
飯塚市	勢田の一部	〃
田川市	大字猪国、大字弓削田の各一部	〃
柳川市	本城町、城南町、茂庵町、宮永町、城隅町、新外町、鬼童町、三橋町棚町の一部	〃
行橋市	南大橋四・五丁目	〃
小郡市	津古、乙隈、横隈の各一部	〃
春日市	ちくし台、若葉台東、紅葉ヶ丘東、春日、桜ヶ丘、日の出町、春日公園の各一部	〃

宗像市	大島の一部	〃
宮若市	上有木の一部	〃
嘉麻市	大隈町、牛隈の各一部	〃
みやま市	瀬高町小田、瀬高町泰仙寺、瀬高町東津留、瀬高町濱田、瀬高町大江の各一部	〃
久山町	久原の一部	〃
香春町	大字採銅所の一部	〃
糸田町	字大熊の一部	〃
赤村	大字内田の一部	〃
みやこ町	犀川大坂の一部	〃

福岡県告示第913号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免東二丁目62 - 1、62 - 3、62 - 19、62 - 24及び62 - 25（第一工区、第二工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町志免二丁目11番1号
権丈 隆盛
糟屋郡志免町志免二丁目7番25号
権丈 馨

福岡県告示第914号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字泊字カツラギ765 - 1の一部、765 - 2の一部、765 - 5の一部、814 - 1の一部、814 - 6の一部、814 - 7、814 - 8、815 - 2の一部、815 - 10、820、821、825 - 15の一部、828 - 2、829、830の一部、833の一部及び2047の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市知古一丁目6番9号サンライズビル1F
大宝電気株式会社 代表取締役 一尾 重則

福岡県告示第915号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（由良地区）	平成17年12月26日
農業用ため池整備事業（西行地区）	平成17年2月7日

福岡県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業（矢田地区）	平成19年3月20日	平成19年2月28日

糸島郡志摩町土地改良区	かんがい排水事業（川添地区）	平成19年3月20日	平成19年3月22日
飯塚市	農業用排水施設整備事業（太郎丸二区地区）	平成11年6月8日	平成12年3月31日

福岡県告示第917号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年4月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人筑後総合スポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

中嶋 功

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市長浜2090番地7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての地域住民に対して、スポーツ又は文化の振興、生涯スポーツ社会の実現、及び世界に通用するアスリートの育成とそれに伴う指導力の向上に関する事業をおこない、地域住民の健康増進、青少年の健全育成及び豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第918号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のよう

に告示する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田2056の74から2056の77まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第919号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成19年4月18日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
有限会社 木村工業	遠賀郡水巻町吉田59 - 1	木村 一則	平成18年5月29日 福岡県知事許可（般 - 18） 第100903号

- 3 処分の内容
土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社木村工業の代表取締役は、平成19年3月13日に福岡地方裁判所小倉支部において、地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の30第1項に該当するとして、懲役3年（執行猶予3年）の刑を言い渡され、同年3月26日に刑が確定した。このこと

は、建築業法第29条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八女東部第2地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成19年4月27日から 平成19年5月30日まで	八女市役所

福岡県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成19年4月18日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女東部第2土地改良区	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成19年4月27日から 平成19年5月30日まで	八女市役所

福岡県告示第922号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営安武地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成19年4月27日から 平成19年5月30日まで	久留米市役所

福岡県告示第923号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（GPS測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区・八幡西区一円	平成19年3月25日

福岡県告示第924号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太宰府市通古賀土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（太宰府市通古賀土地区画整理事業）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

太宰府市大字通古賀地域	平成19年4月3日から 平成19年4月28日まで
-------------	-----------------------------

公 告

公告

平成19年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成19年8月17日 (金曜日)	福岡市中央区赤坂1丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成19年9月9日 (日曜日)	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する20歳以上の者で、狩猟者講習の受講資格を有しないもの及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣に関する知識及び鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～午前11時
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網・わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成19年7月4日 (水曜日)	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成19年7月20日 (金曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成19年7月25日 (水曜日)	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
平成19年7月26日 (木曜日)	朝倉市大字甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
平成19年7月27日 (金曜日)	福岡市中央区赤坂1丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
平成19年8月19日 (日曜日)	朝倉市大字甘木198-1	朝倉市総合市民センター	朝倉農林事務所

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成16年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣の保護管理に関する知識	午前9時30分～午前11時30分
鳥獣の判別	午前11時30分～午後0時
猟具の取扱い	午後0時～午後0時30分
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午後1時30分～午後5時

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この告示の日から試験又は講習実施日の10日前までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）をはった受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ウ）に掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（オ）に該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,300円（試験の一部を免除される者にあつては4,000円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,300円（試験の一部を免除される者にあつては4,000円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

エ 80円切手をはった返信用封筒（受験票又は受講票の送付を受けようとする者に限る。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

6 注意事項

(1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時から同9時25分までの間に行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合

イ 受験中又は受講中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があつても返還しない。

(4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県水産林務部緑化推進課保護係又は各農林事務所総務課に問い合わせること。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

EPカートリッジ 36個

AIT3データカートリッジ 60個

AIT3クリーニングカートリッジ 3個

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年5月25日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部駐車対策課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年5月11日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B

05	02	電気通信機器	A A、A、B
----	----	--------	---------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234、2237
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成19年4月27日（金）から平成19年5月11日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限

平成19年5月11日（金）午後6時00分

- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階）
- (2) 日時
平成19年5月14日（月）午前10時00分
- 10 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

P P C用紙 (A 4、2,500枚/箱) 7,500箱程度

P P C用紙 (A 3、1,500枚/箱) 400箱程度

P P C用紙 (B 4、2,500枚/箱) 250箱程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日(月)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年5月9日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	A A、A、B
01	02	事 務 機 器	
01	03	紙	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成19年4月27日（金）から平成19年5月9日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成19年5月9日（水）午後6時00分
- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成19年5月10日（木）午前10時00分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量

男性警察官用夏服上衣（長袖）	5,000着程度
男性警察官用夏服上衣（半袖）	4,000着程度
女性警察官用夏服上衣（長袖）	200着程度
女性警察官用夏服上衣（半袖）	100着程度
男性警察官用夏服ズボン	9,000本程度
女性警察官用夏服スカート	100着程度
女性警察官用夏服ズボン	200本程度
女性警察官用夏服ベスト	80着程度
男性警察官用冬服上衣	1,600着程度
男性警察官用冬活動服	700着程度
男性警察官用冬服ズボン	2,300本程度
女性警察官用冬服上衣	100着程度
女性警察官用冬活動服	50着程度
女性警察官用冬服ベスト	100着程度
女性警察官用冬服タイトスカート	100着程度
女性警察官用冬服ズボン	100本程度

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成19年4月5日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
福岡日東産業株式会社

株式会社博多大丸
音伍繊維工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区春吉3丁目16番25号

福岡市中央区天神1丁目4番1号

福岡市東区多の津4丁目6番18号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

男性警察官用夏服上衣（長袖）	1着につき	6,699円
男性警察官用夏服上衣（半袖）	1着につき	6,247.5円
女性警察官用夏服上衣（長袖）	1着につき	6,699円
女性警察官用夏服上衣（半袖）	1着につき	6,247.5円
男性警察官用夏服ズボン	1本につき	6,384円
女性警察官用夏服スカート	1着につき	5,911.5円
女性警察官用夏服ズボン	1本につき	7,297.5円
女性警察官用夏服ベスト	1着につき	7,644円
男性警察官用冬服上衣	1着につき	17,031円
男性警察官用冬活動服	1着につき	16,380円
男性警察官用冬服ズボン	1本につき	9,030円
女性警察官用冬服上衣	1着につき	17,955円
女性警察官用冬活動服	1着につき	17,640円
女性警察官用冬服ベスト	1着につき	8,242.5円
女性警察官用冬服タイトスカート	1着につき	7,245円
女性警察官用冬服ズボン	1本につき	8,610円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成19年2月21日

 公告

平成19年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成19年4月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係

る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
平成19年9月4日(火曜日) (ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時 台風の到来等により9月4日に試験の実施が困難となったときは、平成19年9月7日(金曜日)に試験日を変更する。)	午後1時から午後3時まで (ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時から午後2時30分までとする。)	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類(オ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。)、写真(出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所(ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区生活支援課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。)、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健福祉部生活衛生課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。)へ提出すること。

(ア) 学校教育法第47条に規定する者であることを証する書類(中学校卒業以上の

卒業証書の写し又は卒業証明書) 1部

(イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

(ウ) 履歴書 1部

(エ) 戸籍抄本(出願前6月以内に発行されたもの) 1部

(オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、あて先及び郵便番号を記入し、90円切手をはった返信用封筒(長形3号、はがきが折らずに入る定形郵便のもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成19年7月9日(月曜日)から同月23日(月曜日)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成19年7月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成19年10月5日(金曜日)に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県公報に登録して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

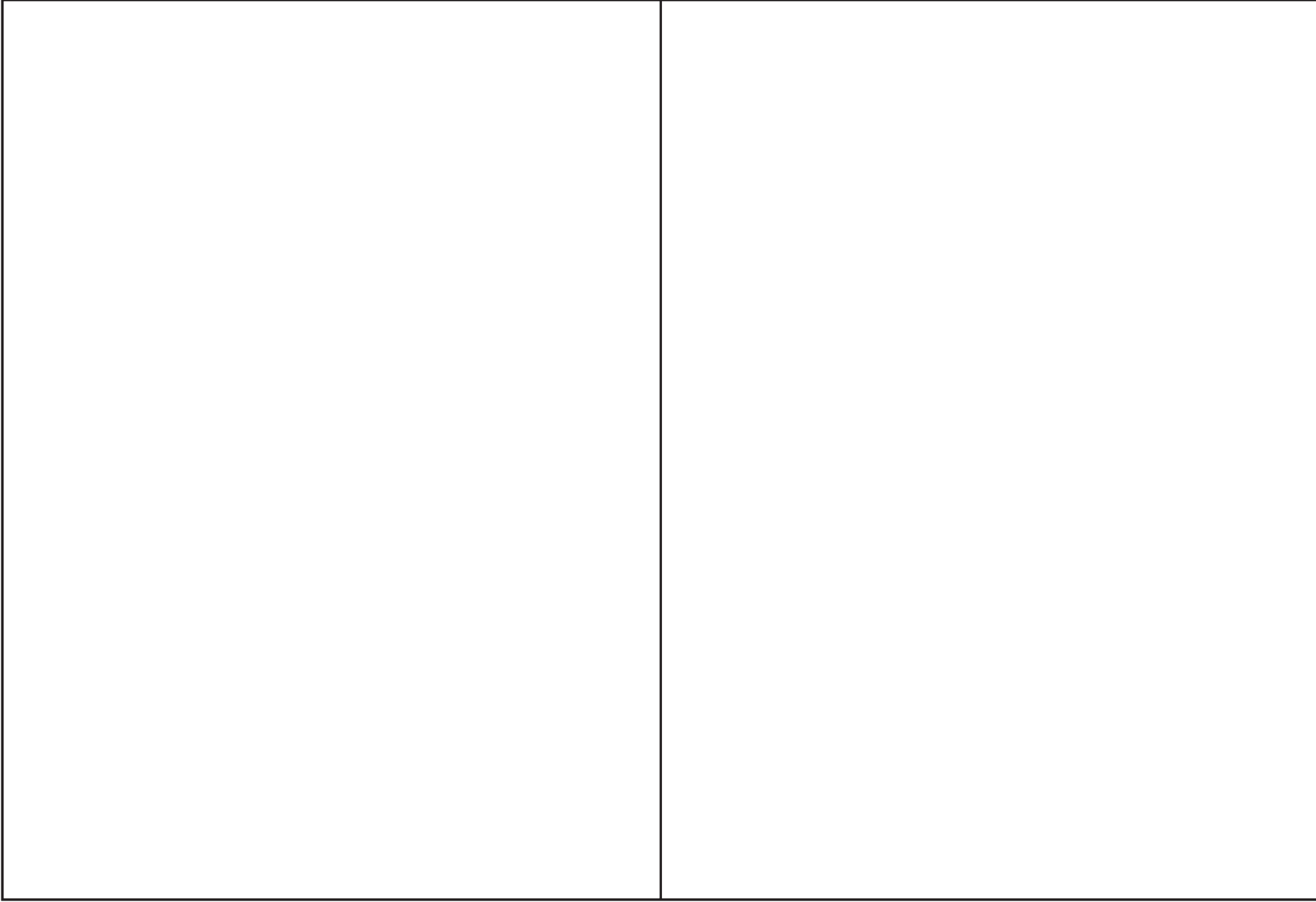
(1) 台風の到来等により、平成19年9月4日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課から各受験者に電話により、試験日等の変更を連絡する。

(2) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛

生課に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19 ・ 3 ・ 30	2659 増刊①	福岡県人 事委員会 規則	13	22	○		20		第二〇条第一〇項各号	第二〇条各号



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています